

平成 20 年 1 1 月 1 4 日

報 告 書

「外部有識者による調査委員会報告書を受けて」

株式会社ウイルコ

調査委員会の報告を受けて

平成 20 年 11 月 14 日
株式会社ウイルコ

弊社は、外部有識者 3 氏に対し、「低料第三種郵便物」制度（以下「制度」といいます）の利用について、客観的な立場からの厳正な調査とその結果の報告をお願い致しました。これに対し、3 氏は「調査委員会」及び「社内事務局」を設置し、独自調査を行い、平成 20 年 11 月 14 日付にて、「調査結果報告書」を弊社代表取締役手に手交するとともに、その内容につき弊社が開示することを許諾されました。

1. 調査結果要約

弊社による制度の利用は、平成 16 年 11 月より平成 20 年 10 月までの間行われました。利用の形態には、制度にかかわる印刷物の印刷のみを受注したケース、弊社が自社DMを制度利用し発送したケース、弊社が制度を他社に紹介したケースの 3 形態がありました。制度利用に関し、郵便局への持込をしていたのは大阪の代理店 1 社のみでした。また、お客様よりお預りした郵便料金が、不当に弊社内に利益として残っていなかったことも確認されております。

弊社は、既に制度の利用を一切行わない旨表明を致しておりますが、調査報告書においても、利用形態の如何を問わず行うべきではないとの指摘を受けております。ここに、改めて弊社は、「低料第三種郵便物」制度の利用を、今後一切行わないことを表明致します。

また、この制度の利用に至りました経緯につきましても調査が行われました。その結果、制度を意図的に悪用した事実は認められなかったが、結果的に制度本来の趣旨を逸脱した利用が行われており、上場企業として道義的また社会的責任が存するとの指摘を受けております。さらには、相応の注意義務が払える社内体制が整えられていれば、今回の件は事前に防ぐことができたとの指摘も受けております。

弊社は、報告書の内容を真摯に受け止め、上場企業として道義的、社

会的責任に悖ることのないよう、社内体制の見直しと整備を行い、より高いコンプライアンス体制の構築に努めて参ります。

この度の制度の不適切な利用により、この制度を支えておられる多くの皆様方には多大なるご迷惑をお掛けいたしましたこと、心から深くお詫び申し上げます。また、弊社のお取引先様にも大変なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

2. 反省すべき点

(1) 業務分掌規定の不備

業務管理部は、新たな取引開始に際しては、事前取引先の与信を調査し判断をすることとなっておりますが、取引内容自体がコンプライアンスに合致しているか否かについてはチェックの対象に含まれてはいませんでした。先ず、取引に関する第一関門として、取引内容の確認を行わせるべきでした。

(2) 情報共有化の不備

制度の根幹にかかわる制約についての情報が、業務管理部長と営業の相談窓口の部長の間で共有化されていませんでした。また、実際に制度の運用に携わった社員においても、制度の理解が不足していました。

(3) 内部監査のあり方

制度の利用は4年にわたり行われていたにもかかわらず、内部監査において問題が発見できませんでした。

(4) その他

- ・ 契約締結日以前に、実際の取引が行われておりました。
- ・ 郵便料金に消費税を付して請求していました。

3. 再発防止策

調査報告及び上記の反省を踏まえ、再発防止に万全を期すとともに、より高いコンプライアンス体制を構築するために、次の施策を講じることとし、可及的速やかに実施に移します。

(1) 業務分掌規定の改定

業務管理部に取引内容のチェックをさせるために、同部に関する分掌業務を改定します。また、取引内容のチェックを容易にするため、取引申請書に添付すべき書類の種類を定めます。

(2) 法務部の拡充

現在、課制の経営企画部法務室を、法務部とし、人員の拡充を図るとともに、業務管理部と連携をとらせ、個別取引内容につきコンプライアンスチェックを行わせます。また、継続的取引について、適法性のチェックが必要なものについては、チェックのための証憑の写の都度提出等手続を予め定め、業務管理部を通じ実行の徹底を図ります。さらに、外部からの人材補充も含め体制を整えます。

(3) 内部監査のあり方の改善

内部監査計画の策定に際しては、業務管理部、法務部と意見交換をし、リスクの高い項目の監査に漏れが生じないようにするとともに、契約締結日以前の実取引発生の有無、消費税の適正な処理などについては、項目を特定のうえ、各部門長が定期的にチェックをする体制を整えます。

(4) 情報の共有化と社内教育

情報の共有化を図るため、社内文書規定を点検し、必要な改定を行います。また、社員教育プログラムの見直しを行い、定期的社員教育を行います。

以上